一般・自動車・結婚・子育て支援・教育・災害・医療・介護

貸付 ※ ※	
--------	--

## 貸付申込書

	貸付種別	貸付区分		申込金額		償還回数	1回当	1回当りの償還額		
	貸付け	新規 ・ 借替 ( 〇で囲む。)		0 万円	回			円		
給料月額		給料月額の3/10の額	貸付	貸付後の償還月額 【 A の範囲内 】		借受中の償	量月額状	月額状況		
		[ A ]				貸付種別		金額		
						一般貸付け		円		
円		円		円		自動車貸付け		円		
団体信用生命保険		申 込	理	由		結婚貸付け		円		
					- 互 助	子育て支援貸付	け	円		
適用 ・ 非適用					会貸	教育貸付け		円		
( ○で囲む。)						災害貸付け		円		
	<u> </u>	/	たが、 結婚・教育・災害		1	医療貸付け		円		
自動車				医療・介護		介護貸付け		円		
代金	支払 (予定) 日	結婚日(挙式日でも可	貸付対	象者氏名、続柄		住宅貸付け		円		
令和		令和			共初	脊組合 · 銀行等		円		
	年 月 日	年 月 日	日 (続柄:			合計		円		
一般財団法人 山口県教職員互助会貸付規程に基づいて、「官公庁等共済組合一般資金貸付保険」の適用を受けることとし、上記の金額を借り受けたいので、申し込みます。										
申込人	所属コード	月	「属 名							
	職員番号		フリガナ) モ 名					(II)		
	会員と なった日	昭和・平成・令和 年 月	日	生年月日	昭和	<ul><li>・平成</li><li>年 月</li></ul>	日	( 歳)		
	現住所	₸			(電	話	_	)		
上記の記載は、事実に相違ないことを証明します。										
		年 月	日							
			所	在 地	Ŧ					
所 属 名 所 属 長 職 氏 名										
			12 I /F	(電話			)			

一般・自動車・結婚・子育て支援・教育・災害・医療・介護貸付申込書の裏面

## 【注意事項】

- (1) ※印の欄は記入しないこと。
- (2) 申込人は**自書**すること。 **(氏名ゴム印やコピー不可)**
- (3) 申込人の印章はスタンプ印を使用できません。
- (4) 給料月額の欄は、申込み時における給料 (調整額及び教職調整額を含む。) を記入すること。
- (5) 借替については、借受中の既貸付けが限度額に達している場合、償還済回数が25回以上ないとできない。
- (6) 未成年者が申込む際は、法定代理人による同意書並びに続柄を確認できるもの(戸籍謄本)を添付すること。
- (7) 自動車貸付けについては、購入の場合は販売店との売買契約書、注文書等の写し、修理等の場合は業者の費用 見積書の写しを添付すること。
  - ※ 契約者は会員本人のものに限る。また、申込限度額は、添付書類で確認できる現金支払額の範囲内とする。
  - ※ 申込みは、原則として代金支払日以前とするが、代金支払日以後は1月以内まで可 とする。
- (8)結婚貸付けについては、結婚式場の予約申込書受理証明書、媒酌人の挙式予定証明書又は、結婚証明書(別紙様式第3号)、婚姻後は戸籍抄本等、結婚の事実を証明することのできる書類を添付すること。
  - ※ 申込みは、結婚日(内縁関係を含む。)以前3月及び結婚日以後1月以内とする。
- (9)子育て支援貸付けについては、住民票(写し可) (対象となる子との続柄がわかるもの)を添付すること。
  - ※ 申込時において、中学校を卒業するまでの子が2人までの場合 ⇒ 年利 0.9%
  - ※ 申込時において、中学校を卒業するまでの子が3人以上いる場合 ⇒ 年利 0.5%
  - ※ 子が2人までの場合での借受中に子が3人となった場合、子が3人以上いる場合の年利で借替可。 ただし、借受中の既貸付けが限度額に達している場合、償還済回数が25回以上ないとできない。
- (10) 教育貸付けについては、進学の場合は合格通知書等の写し又は入学証明書(別紙様式第4号)、在学中の場合は在学証明書等、入学又は修学の事実を証明することのできる書類を添付すること。また、国内外の留学の場合は留学証明書(別紙様式第5号)又は留学について事実の証明する許可証又は承諾書等の写し。
- (11) 災害貸付けについては、被災状況証明書(別紙様式第6号)又は、市町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書等、被災の事実を証明することのできる書類を添付すること。
  - ※ 申込みは、原則として被災後3月以内 とする。
- (12) 医療貸付けについては、診断書及び1月の療養費(自己負担額)が分かる領収書又は請求書の写しを添付すること。 ※ 申込みは、原則として治療中とするが、治ゆした者についても治ゆした日から1月以内とする。
- (13) 介護貸付けについては、会員との続柄が分かる書類、介護(要支援1以上)の事実がわかる書類を添付すること。